

議会の委任に基づく専決処分について

1 和解(示談)の相手方

中野区民

2 事故の概要

(1) 事故発生日

令和6年(2024年)12月28日

(2) 事故発生場所

東京都中野区弥生町五丁目7番先路上

(3) 事故発生状況

相手方が上記(2)の事故発生場所の区道を自転車で北方面に向かって走行していたところ、当該区道上のアスファルト舗装の一部が剥離してできたくぼみに当該自転車の前輪を取られ、相手方が転倒した。この事故により、当該自転車が破損した。

3 和解(示談)の要旨

区は、本件事故により、相手方が被った損害58,330円について、相手方に対し賠償する義務があることを認め、相手方の指定する方法で支払う。

4 和解(示談)成立の日

令和7年(2025年)2月26日

5 区の賠償責任

本件事故は、区道上のアスファルト舗装が剥離した部分が補修されていなかったことにより発生した事故であり、相手方が被った損害の全額について、区が賠償責任を負うものと判断した。

6 損害賠償額

本件事故による相手方の損害額は、破損した自転車の修理費の合計58,330円であり、区の損害賠償額は損害額と同額である。

7 事故後の対応について

上記2(2)の事故発生場所のアスファルト舗装の剥離部分を補修し、くぼみを解消するとともに、区内全域の区道の路面状況を確認し、必要な補修を行うこととした。